

羽村市新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和2年4月9日

問合せ 防災安全課・保健センター ☎ 042-555-1111

緊急事態宣言が発令されました

東京都を含む7都府県に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

新型コロナウイルス感染症について感染経路の特定ができない症例の急速な増加かつ感染者の急増、医療提供体制のひっ迫などの状況から、全国的かつ急速な蔓延による国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと判断されたものです。

期間は**5月6日（水・休）**までの1か月間です。

市民の皆様には、今回の新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に多大なご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

爆発的な感染拡大を防ぐために、国から「緊急事態宣言」が発令されました。

市民の皆様には引き続き、公共施設の利用中止などご協力をいただいておりますが、「人と人との接触を8割削減できれば、2週間後には感染者を減少に転じさせることができる」と言われています。この危機を乗り越えるため、できる限り外出を控えていただき、また食料品、医薬品、衛生用品などの生活必需品の販売や公共交通機関の運行、銀行の営業など、社会生活を維持するためのサービスは継続されますので、冷静な行動をとっていただきますようお願い申し上げます。

市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

羽村市新型コロナウイルス感染症対策本部長 **羽村市長 並木 心**

市民の皆さんにお願いしたいこと

「密閉」「密集」「密接」の3つの密を防ぐ…外出の自粛を！

人との接触機会を最低で7割、極力8割減らして、感染者の増加を減らしましょう！
ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1か月間、外出の自粛をお願いします。

買い物は必要な品物を必要な量だけ…買占めはしない！

緊急事態を宣言しても、都市封鎖を行うものではなく、公共交通機関や銀行、スーパー、コンビニエンスストアなどの必要な経済社会サービスは維持されます。

買占めなどはせず、必要な物を必要な量だけ買いましょう。

帰宅後は、せっけんで丁寧に手を洗うことを忘れずに！

新型コロナウイルス感染症が心配になったら…

かかりつけ医のいる方

- ◇「風邪のような症状」
- ◇「37.5℃以上の発熱」
- ◇「強いだるさや息苦しさ」がある

不安に思う方

かかりつけ医に電話相談

医師が検査の必要ありと判断

PCR検査（東京都健康安全研究センターなど）

陽性

入院（感染症指定医療機関など）

日頃、医療機関にかかっていない方（かかりつけ医のいない方）

- 「風邪のような症状」「37.5℃以上の発熱」がある方
- ◇一般の方…症状が4日以上続く場合
- ◇高齢の方、基礎疾患がある方、妊婦の方…症状が2日程度続く場合

「強いだるさや息苦しさ」がある方

新型コロナ受診相談窓口（24時間対応）

- 【月～金曜日の午前9時～午後5時】
西多摩保健所 ☎ 0428-22-6141
- 【月～金曜日の午後5時～翌午前9時および土・日曜日、祝日（終日）】
☎ 03-5320-4592

※必要な問診を行います。

新型コロナ外来での受診が必要と判断

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を受診
※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

医師が検査の必要ありと判断

PCR検査（東京都健康安全研究センターなど）

陽性

入院（感染症指定医療機関など）

■不安に思う方

- ◇微熱や軽い咳が出ている
- ◇感染したかもしれないと不安

新型コロナコールセンターに電話

- 【午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日を含む）】
☎ 0570-550571

専門的な助言が必要な場合
受診相談窓口を案内

受診が不要と判断

医師が検査の必要なしと判断

◇自宅で安静
◇医療機関を受診

※症状が良くならない場合は、再度受診相談窓口、またはかかりつけ医に相談

※ここに掲載している情報は、令和2年4月9日時点のものです。
日々状況が変化していることから、最新の情報については市公式サイトなどをご確認ください。



▲市公式サイト
トップページ